

厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について（平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号）新旧対照表

新	旧
<p>第1 設立関係</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本申請</p> <p>ア 前記(2)の予備審査を受けた後、基金を設立しようとする事業主又は基金になろうとする企業年金基金は、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。第1条（企業年金基金が基金になろうとする場合にあつては、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第125条）の規定に基づく認可申請に必要な関係書類（<u>正副各1通</u>）を作成し、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 合併関係</p> <p>1 合併の認可申請について</p> <p>(1) 合併しようとする基金は、それぞれの基金の代議員会において合併の決議を行うとともに、基金規則第4条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類（<u>正副各1通</u>）を作成し、当該基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 分割関係</p> <p>1 分割の認可関係について</p> <p>(1) 分割しようとする基金（以下「分割基金」という。）は、代議員会において分割の決議及び分割により設立される（以下「分割設立基金」という。）が承継する権利義務の限度の決議を行うとともに、基金規則第5条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類（<u>正副各1通</u>）を作成し、分割基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>第1 設立関係</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本申請</p> <p>ア 前記(2)の予備審査を受けた後、基金を設立しようとする事業主又は基金になろうとする企業年金基金は、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。第1条（企業年金基金が基金になろうとする場合にあつては、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第125条）の規定に基づく認可申請に必要な関係書類（<u>正1通、副2通</u>）を作成し、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 合併関係</p> <p>1 合併の認可申請について</p> <p>(1) 合併しようとする基金は、それぞれの基金の代議員会において合併の決議を行うとともに、基金規則第4条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類（<u>正1通、副2通</u>）を作成し、当該基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 分割関係</p> <p>1 分割の認可関係について</p> <p>(1) 分割しようとする基金（以下「分割基金」という。）は、代議員会において分割の決議及び分割により設立される（以下「分割設立基金」という。）が承継する権利義務の限度の決議を行うとともに、基金規則第5条の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類（<u>正1通、副2通</u>）を作成し、分割基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

2 (略)

第3の2 権利義務の移転承継関係

1 基金間の権利義務の移転承継の認可申請について

- (1) 権利義務の移転をしようとする基金(以下「移転基金」という。)は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される基金(以下「承継基金」という。)へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第5条の2第1項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各1通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 承継基金は、代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第5条の2第3項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各1通)を作成し、承継基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(3)~(9) (略)

2 (略)

3 確定給付企業年金又は適格退職年金の支給に関する権利義務の承継の認可申請について

- (1) 確定給付企業年金又は適格退職年金の支給に関する権利義務の承継の認可申請を行う場合にあっては、次の手続を経ること。

確定給付企業年金法第107条第2項又は附則第26条第1項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合

- (ア)代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第123条第4項又は附則第12条第1項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各1通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあっては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(イ)(略)

確定給付企業年金法第108条第2項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合

代議員会において権利義務の承継の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第124条第3項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正副各1通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあっては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して

2 (略)

第3の2 権利義務の移転承継関係

1 基金間の権利義務の移転承継の認可申請について

- (1) 権利義務の移転をしようとする基金(以下「移転基金」という。)は、代議員会において権利義務の移転の議決及び権利義務が承継される基金(以下「承継基金」という。)へ移転する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第5条の2第1項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正1通、副2通)を作成し、移転基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 承継基金は、代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、基金規則第5条の2第3項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正1通、副2通)を作成し、承継基金の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(3)~(9) (略)

2 (略)

3 確定給付企業年金又は適格退職年金の支給に関する権利義務の承継の認可申請について

- (1) 確定給付企業年金又は適格退職年金の支給に関する権利義務の承継の認可申請を行う場合にあっては、次の手続を経ること。

確定給付企業年金法第107条第2項又は附則第26条第1項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合

- (ア)代議員会において権利義務の承継の議決及び承継する権利義務の限度の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第123条第4項又は附則第12条第1項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正1通、副2通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあっては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(イ)(略)

確定給付企業年金法第108条第2項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請を行う場合

代議員会において権利義務の承継の議決を行うとともに、確定給付企業年金法施行規則第124条第3項の規定に基づく認可の申請に必要な関係書類(正1通、副2通)を作成し、基金の主たる事務所の所在地(基金がまだ設立されていない場合にあっては、設立しようとする基金の主たる事務所を設置しようとする地)を管轄する地方厚生局長等を経由して

<p>厚生労働大臣に提出すること。 (2)～(8) (略) 第3の3～第5 (略)</p>	<p>して厚生労働大臣に提出すること。 (2)～(8) (略) 第3の3～第5 (略)</p>
---	---